

研究公正のための対応

1 研究倫理教育

研究活動における不正行為を未然に防ぎ、研究費の不正使用を防止し適正に管理するために、文部科学大臣が定めたガイドラインでは、各研究機関において、

- 研究者等に求められる倫理規範を修得等するための「研究倫理教育」
 - 研究費の使用ルールや不正対策などを理解するための「コンプライアンス教育」
- を確実に実施し、研究者倫理を向上させることが求められています。

本学では、平成27年11月4日、部局等に研究倫理教育責任者を置き、部局等の長をもって充てることとしました。研究倫理教育責任者は、当該部局等に所属する研究者、研究を支援する職員等、広く研究活動に関わる者や学生を対象に研究倫理教育を定期的に受講させなければなりません。継続的な取り組みが肝要となるため、令和元年12月4日付けで「一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則」を改正し、**5年ごとの反復受講**を義務付けました。(学内関係規則3 第3条第2項)

これに伴い、研究倫理教育のプログラムを一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) が実施する「研究倫理教育 e ラーニング (eAPRIN)」に変更する予定です。受講者からの修了証明書の提出がなくとも受講管理が容易であること、3で後述する「安全保障輸出管理」の教育コンテンツも受講できることから導入することとしました。

反復受講等詳細については、eAPRINの受講環境が整いましたら改めてご連絡します。

なお、研究倫理教育を未修了であるが研究費の応募等で受講が必要となる場合には、現在本学が採用している下記の日本文学振興会研究倫理 e ラーニングコースを受講してください。

※ 日本文学振興会 (JSPS)

研究倫理eラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics)
[eL CoRE] (<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>)

(注) 受講には、ユーザーID・パスワードが必要です。発行手続きについては、各部局事務室にお問合せください。

2 その他、研究者等の責務

① 調査データその他の研究資料等の保存・管理

「一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則」では、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、調査データその他の研究資料等を適切に保存・管理することが義務付けられていますが、令和元年12月4日付けで同規則を改正し、原則として保存期間を**10年間**としましたので、これを徹底してください。(学内関係規則3 第3条第3項)

② 研究倫理審査

人を対象とする研究(※)は、個人の生命、尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法又は手段で、遂行されなければなりません。

また、研究者は、人を対象とする研究を計画する場合は、安心かつ安全な方法で、研究対象者の身体的及び精神的負担並びに苦痛を最小限にするよう留意しなければなりません。

これらのことから、人を対象とする研究の研究計画又は公表予定原稿が倫理的観点から妥当であるかどうかについて、一橋大学研究機構に対し倫理審査を求めることができますので、ご活用ください。 **（学内関係規則 4）**

※ 人を対象とする研究：

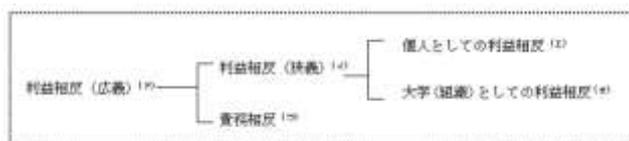
観察、調査及び実験といった方法を用いて、個人又は集団等を対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データ等を収集及び分析し、その成果を公表する一連の作業

③ 利益相反

産学官連携の推進に伴って生ずる利益相反とは、教職員や大学自身が外部から得る経済的利益等と大学における教育・研究上の責任が衝突する状況のことであり、利益相反に適切な対応を怠ると、大学のインテグリティ（社会的信頼、尊厳）が損なわれ、結果として産学官連携の推進が阻害されるおそれがあります。

このことから、利益相反に関する審査が必要となった場合は、産学官連携推進本部の審議を経なければなりません。 **（学内関係規則 5）**

該当する場合は、速やかに各所属事務室にご連絡ください。



ア) 広義の利益相反：

狭義の利益相反（イ）と責務相反（ウ）の双方を含む概念。

イ) 狭義の利益相反：

教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

ウ) 責務相反：

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

エ) 個人としての利益相反：

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

オ) 大学（組織）としての利益相反：

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

3 安全保障輸出管理

我が国を始めとする主要国では、武器や軍事転用可能な技術・貨物が、安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防ぐため、国際的に安全保障貿易管理の枠組みを作り、国際社会が協調して厳格な管理を行っており、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関して、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）を踏まえた安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を行う必要があります。

本学においても外為法を踏まえた輸出管理を的確に行うため、「国立大学法人一橋大学安全保障輸出管理規則」を制定し、我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト

等，懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため，先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り，国際社会と協調して輸出等の管理を行っています。

この安全保障の観点に立った貿易管理の取組を，外国為替及び外国貿易法に基づき実施しています。本学は安全保障輸出管理規程を定め，法令に基づく輸出管理業務の適切な運営を図ります。

本学の教職員等が外為法を理解し，適切な安全保障貿易管理体制が実現するよう，次のeラーニングを受講してください。 **（学内関係規則6）**

※ 教職員等が、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「安全保障輸出管理セルフチェックフロー」を用いて確認してください。

（学内関係規則6 第9条）

※ 一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）

研究倫理教育eラーニング（eAPRIN）

＜受講環境が整いましたら改めてご連絡します。＞

4 公的研究費等の不正使用防止

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定，平成26年2月18日改正）を踏まえ，「公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針」を定め，公的研究費等を適正に運営・管理するための取組を行っています。

特に，コンプライアンスに対する意識向上のため，次の①及び②を徹底してください。

① 「公的研究費等使用ハンドブック」の活用

公的研究費等を使用するにあたり，不正使用の防止，ルール及び手続きの理解不足等から生じる不適切な使用をなくすという観点から，本学における手続きの基本ルール等をできるだけわかりやすく示し，各部局におけるコンプライアンス教育の一助となる資料ともなっていますので，是非とも活用してください。

② 「公的研究費等の管理・運営に関する確認書」の提出

公的研究費等の使用条件及び本学が定めた関係諸規則を遵守し，適正な使用と研究不正を行わないこと等を確認するため，「公的研究費等の管理・運営に関する確認書」の提出を求めています。未提出者は速やかに同確認書を各所属部局長（事務室）へ提出してください。 **（学内関係規則8 第9条）**

また，事務担当者は，新規採用者に対して，①の配付とともに②の提出を徹底してください。

【別表】 研究活動に際して本学教職員及び学生が受講すべきもの

		研究倫理教育	安全保障輸出管理	公的研究費等の使用条件及び本学が定めた関係諸規則の遵守
内 容		不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育・研修及び啓発活動。 ※科学研究費補助金に申請する場合は、研究機関（本学）が実施する研究倫理教育の受講をすることが求められています。	我が国を始めとする主要国では、武器や軍事転用可能な技術・貨物が、安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防ぐため、国際的に安全保障貿易管理の枠組みを作り、国際社会が協調して厳格な管理を行っている。これに伴い、経済産業省や文部科学省から各大学等に対しても、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関して、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）を踏まえた安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を要請されているところである。 このことから、本学においても外為法を踏まえた輸出管理を的確に行うため、国立大学法人一橋大学安全保障輸出管理規則に基づき実施する。	本学のすべての教職員が遵守すべき行動規範
期 間		【eラーニング受講期間】 (2020年度を起点として) 5年ごと に受講) ※「一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則」第3条第2項	【eラーニング受講期間】 1回以上受講	【提出】 本学役職員の 新規採用者全員 ※ 未提出者は速やかに提出すること
対 応	役職員、研究者（常勤、非常勤） 非常勤講師 <u>ジュニア・フェロー</u>	【対象：研究活動に関わるすべての教職員等】 ○以下の eラーニング を受講する。 ①日本学術振興会 （※1） <e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]> (http://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx) ※ 上記研究倫理教育のプログラムを一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が実施する「研究倫理教育eラーニング（eAPRIN）」に変更する予定です。 変更時期等詳細については、eAPRINの受講環境が整いましたら改めてご連絡します。	○ 公正研究推進協会（APRIN）のeラーニング を受講する。 ※ 開始時期等詳細については、eAPRINの受講環境が整いましたら改めてご連絡します。 その際は左段にある「1 研究倫理教育」とあわせてeラーニングの受講をお願いします。	関係諸規則や「公的研究費等使用ハンドブック」を確認の上、 「公的研究費等の管理・運営に関する確認書」 を提出する。
	本学の研究活動に携わる学生 （修士課程、博士課程、TA、RA、<u>その他研究に携わる学生</u>（学士課程4年を想定））	【 科研費に応募する者 】 ○「科研費応募説明会」等の研究活動に関係する各種説明会に参加し、研究倫理に関する最新ルールを学習する。	※ 技術の提供 (外国における技術の提供 若しくは外国に向けて行う技術の提供 又は 非居住者への技術の提供 若しくは非居住者へ再提供することが 明らかな居住者への技術の提供) ※ 貨物の輸出 (外国に向けて貨物を送付すること (自ら手荷物として海外に持ち出す 場合を含む。)又は外国へ送付される ことが明らかな貨物を国内で送付する) を行う場合 ↓ 「安全保障輸出管理セルフチェックフロー」 に基づき、取引審査の手続きの要不要を確認する。	

(※1)
○「研究費不正使用防止に関するコンプライアンス教育」についても、①のeラーニングに含まれることとする。
○他の研究倫理教育あるいは、他機関で受講済みである場合は、修了証書を提出し要件満了の確認を受ける。

(※2)
○「役職員」とは、本学の役員、職員及び本学の公的研究費等の運営・管理に関わる者。

(※3)
○本学役職員等が、各自「研究費不正使用防止に関するコンプライアンス教育 実施要項」に定める「問題」を受検し、「正解と解説」により正解を確認することによって、公的研究費等の不正使用の防止に係る基本ルールを再認識する。
また、部局責任者は「受講者リスト」を作成し、部局内における受講状況の管理を行う。